

職業安定分科会雇用保険部会（第91回）	資料 3
平成 2 5 年 9 月 1 3 日	

雇用保険の財政運営関係資料

失 業 等 給 付 関 係 収 支 状 況

(単位：億円)

	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度		25年度 予算	26年度 概算要求
					予算	決算		
収 入	22,896	20,508	20,467	20,919	17,903	17,628	18,179	18,147
うち 保 険 料 収 入	19,664	12,790	17,858	18,658	15,572	15,570	16,145	16,206
うち 失業等給付に係る 国 庫 負 担 金	1,604	5,887	702	1,281	1,705	1,531	1,663	1,661
うち 就職支援法事業 に係る国庫負担金	—	—	—	167	361	5	160	139
支 出	15,907	22,481	18,221	17,946	21,217	17,460	20,222	20,347
(うち 失業等給付費)	(13,496)	(19,805)	(16,616)	(16,543)	(17,790)	(15,771)	(17,514)	(17,735)
(うち 就職支援法事業)	—	—	—	(110)	(1,479)	(551)	(680)	(591)
差 引 剰 余	6,989	▲ 1,973	2,246	2,973	▲ 3,314	168	▲ 2,043	▲ 2,200
積 立 金 残 高	55,821	53,870	55,746	58,719	55,405	59,257	57,214	55,014
(特例措置に基づく貸し出し額)	—	—	(370)	(370)	(370)	—	—	—

(注) 1. 25・26年度の「支出」には、それぞれ予備費(25' 予算:800億円、26' 要求:790億円)が計上されている。

2. 「積立金残高」は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額(22' 決算:370億円)が減額されているが、24年度決算処理において雇用安定事業費から返還。

3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇 用 保 険 二 事 業 関 係 収 支 状 況

(単位:億円)

	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度		25年度 予算	26年度 概算要求
					予算	決算		
収 入	5,230	5,022	5,925	6,200	5,678	5,894	5,866	5,934
支 出	5,649	10,235	7,078	6,348	6,794	5,030	5,393	5,382
差 引 剰 余 (積立金へ返還)	▲ 419	▲ 5,212	▲ 1,153	▲ 148	▲ 1,116	863 ▲ 370	473	552
安 定 資 金 残 高	10,260	5,048	3,895	3,747	2,631	4,240	4,713	5,265

(注) 1. 22年度の「収入」には、特例措置による積立金からの受入額(22':370億円)が含まれているが、24年度決算処理において、積立金へ返還。

2. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険料率の弾力条項・弾力倍率の状況

失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} + \text{雇用保険二事業への繰入金残額}}{\text{失業等給付費等}} \Rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \\ (\rightarrow 10/1000 \text{まで}) \end{array}$$

$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} + \text{雇用保険二事業への繰入金残額}}{\text{失業等給付費等}} \Rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \\ (\rightarrow 18/1000 \text{まで}) \end{array}$$

※ 24年度決算額による計算 = 3.70

注：国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金} - \text{失業等給付の積立金からの受入金残額}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \Rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引下げ} \\ (\rightarrow 3/1000 \text{まで}) \end{array}$$

※ 24年度決算額による計算 = 0.86

注：「雇用保険二事業への繰入金残額（失業等給付の積立金からの受入金残額）」
＝「失業等給付からの借入金（平成22年度～25年度に限る。）の総額」－「失業等給付の積立金への返済金の総額」

雇用保険制度における弾力条項について（参照条文）

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第12条第5項及び第8項）

失業等給付に係る弾力条項

- 5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。

雇用保険二事業に係る弾力条項

- 8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

参考 1 失業等給付関係収支の推移（1）

（単位：億円）

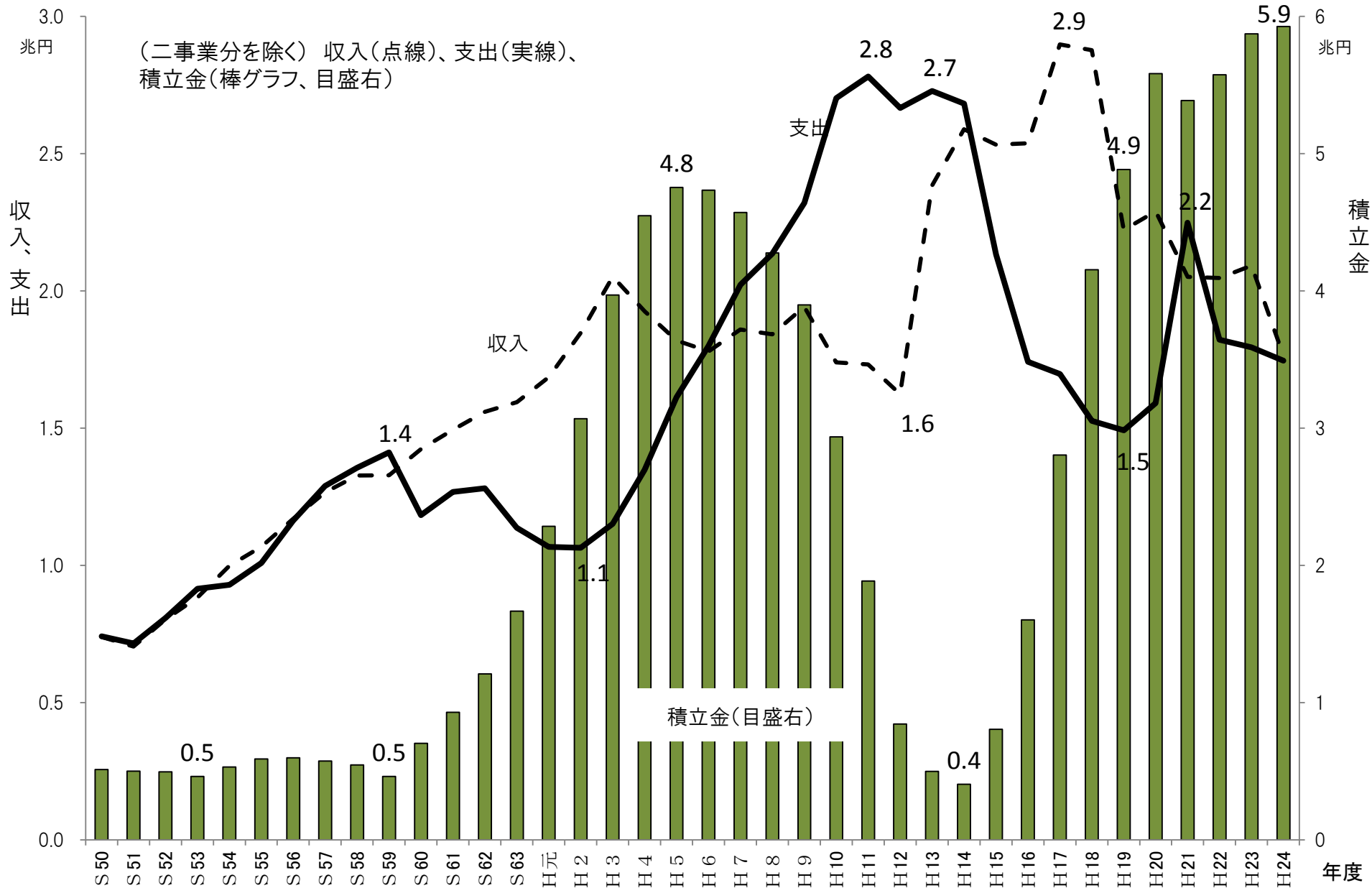
		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 予算	26年度 概算要求
収 入		18,187	17,797	18,593	18,414	19,423	17,397	17,317	16,239	23,830	25,886	25,321	25,377	28,978	28,764	22,214	22,896	20,508	20,467	20,919	17,628	18,179	18,147
	うち 保険料収入	12,266	12,270	12,457	12,650	12,923	12,929	12,335	12,164	18,251	19,211	20,242	20,435	23,856	24,528	19,402	19,664	12,790	17,858	18,658	15,570	16,145	16,206
	うち失業等給 付に係る 国庫負担金	2,790	2,490	3,374	3,273	4,388	3,078	4,012	3,354	4,884	6,417	4,494	4,267	3,462	1,953	1,190	1,604	5,887	702	1,281	1,531	1,663	1,661
	うち就職支援 法事業に係る 国庫負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	167	5	160	139
支 出		16,127	17,996	20,221	21,358	23,203	27,018	27,806	26,660	27,275	26,820	21,321	17,416	16,972	15,261	14,917	15,907	22,481	18,221	17,946	17,460	20,222	20,347
	（うち失業等 給付費）	14,960	17,045	19,036	20,154	21,939	25,762	26,550	25,138	26,007	25,292	19,618	14,672	13,772	12,803	12,598	13,496	19,805	16,616	16,543	15,771	17,514	17,735
	（うち就職支 援法事業）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	110	551	680	591
差 引 剩 余		2,061	▲ 199	▲ 1,628	▲ 2,944	▲ 3,780	▲ 9,621	▲ 10,489	▲ 10,421	▲ 3,445	▲ 934	4,000	7,962	12,006	13,503	7,297	6,989	▲ 1,973	2,246	2,973	168	▲ 2,043	▲ 2,200
積 立 金 残 高		47,527	47,328	45,699	42,755	38,975	29,354	18,865	8,443	4,998	4,064	8,064	16,026	28,032	41,535	48,832	55,821	53,870	55,746	58,719	59,257	57,214	55,014

（注）1. 25・26年度の「支出」には、それぞれ予備費（25'予算：800億円、26'要求：790億円）が計上されている。

2. 「積立金残高」は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額（22'決算：370億円）が減額されているが、24年度決算処理において雇用安定事業費から返還。

3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

参考 2 失業等給付関係収支の推移（2）



参考3 雇用保険積立金のソルベンシー・マージン比率の計算

第90回雇用保険部会（平成25年7月30日）でお示しした計算方法に基づき、平成24年度決算時点のソルベンシー・マージン比率を計算する。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{雇用保険の積立金}}{1/2 \times \text{通常の予測を超える危険に対応する額}} \times 100$$

○ 通常の予測を超える危険に対応する額

- ・ 一般保険リスク 9,413億円
- ・ 巨大災害リスク 31,529億円
- ・ 経営管理リスク 819億円

$$\underline{283.8\%} = \frac{59,257\text{億円（24年度末積立金残高）}}{1/2 \times (9,413\text{億円} + 31,529\text{億円} + 819\text{億円})} \times 100$$